

※ 土砂等搬入届出書を提出される事業者の皆様へ（和歌山市以外）

★ ☆ ★ 4. 注意事項 ★ ☆ ★

下記に記載のないものについては県立保健所(支所)担当課へ相談してください。

- 1 工事の設計変更等で予搬入量が4千 m^3 を超える場合は土砂搬入届及び土砂証明書を追加で提出してください。
- 2 土砂等搬入届出書の表中にある土砂等の搬入期間が延期となった場合は土砂等搬入届出書(別記11号様式)及び土砂等発生元証明書(別記12号様式)を再提出してください。
- 3 工事の設計変更等で予定搬入量が4千 m^3 を超えた場合は新たに検査試料採取調書及び土壤検査結果証明書を提出してください。
- 4 10 m^3 未満の予定量のものが10 m^3 を超えた場合は検査試料採取調書及び土壤検査結果証明書の提出が必要となります。
- 5 中間処分場等を経由する場合は、土砂等発生元証明書の申請者は原則、中間処分場等事業者^{※1}となります。添付書類は、発生元事業者一覧表^{※2}と検査試料採取調書の写し及び土壤検査結果証明書の写しを提出してください。
中間処分場等事業者^{※1}：土砂を集積して搬出する事業者及び組合等
発生元事業者一覧表^{※2}：記載内容は土砂等発生元証明書の表中の内容とする。(様式自由)
- 6 土砂等発生元証明書(別記第12号様式)の表中にある「今回の証明に係る土砂の量」 O m^3 (複数の場合は集計値)と土砂等搬入届出書(別記第11号様式)の表中にある「土砂等の搬入予定量」(うち今回の搬入量 O m^3)は同じ数量となります。
- 7 中間処分場等を経由する場合で土砂等発生元証明書の申請者が上記5によらず建設工事等の施工業者となる場合は、中間処分場等事業者との間の売渡又は譲渡等の契約書と検査試料採取調書及び土壤検査結果証明書のそれぞれに土砂等搬入届出書の申請者が原本証明したものを提出してください。
- 8 土砂等搬入届出書(別記第11号様式)及び土砂等発生元証明書(別記第12号様式)を訂正した場合はその箇所に二重線を引き訂正印を押印してください。
※訂正印の無いものは受理できないので注意してください。
- 9 土壤の汚染に係る環境基準について一部改正されたことにより、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の施行規則に定める土壤基準・水質基準の改正も令和元年7月1日に施行されました。つきましては、令和元年7月1日以降も継続して土砂を搬入している事業者は総和である1,2-ジクロロエチンを含む28項目で土壤検査結果証明書を提出する必要がありますのでご注意ください。